

1 [設問1]

2 1. 課題(1)

3 (1) まず、AがBを被告として乙地裁に訴えを提起するとは、  
4 乙地裁には既にBの訴えが係属している以上、二重起訴  
5 (民事訴訟法(以下略)142条)に当らぬか。

6 了。ここで、142条の趣旨は、訴訟経済の確保、判決の矛盾抵触の  
7 防止、被告の応訴の煩の回避にある。ここで、二重起訴に当らぬ  
8 かどうかは、①当事者の同一性、②審判対象の同一性をもちて判  
9 断する。

10 1. 本件では、新たに提起するAの訴えとBの訴えとの当事者  
11 は共にAとBであり、当事者は同一である(①充足)。

12 既存のBの訴えの訴訟物は、不法行為に基づく損害賠償  
13 請求権であり、これはAの訴えと同一のものである。したがって、  
14 審判対象としても同一である(②充足)。

15 了。ゆえに、Aの訴えは二重起訴に当らぬ。

16 (2) これは、Aは既に係属するBの訴えに対して、自身による  
17 Bへの損害賠償請求を反訴(146条項)提起できるか。

18 了。本件では、本訴であるBの訴えは、BとCの共同不法行為に  
19 基づく損害賠償債務~~に基づ~~に基づくものである)、Aの訴えもか  
20 かる債務に基づき請求をなすものであるから、「本訴の目的である  
21 請求 --- と関連する請求」(146条1項但書)に当らぬ。

22 了。Aの訴えの提起は、「口頭弁論の終結」までに行われ  
23 うとしてもよい。「著しく訴訟手続を遅延せしむ」(同項2号)これに

第  
問

はとはい。

1. したがって、Aによる反訴の提起は認められる。

(3) もっとも、この反訴提起について、Cをも共同被告とするには可能か。

まず、Cが共同被告として追加される場合、通常共同訴訟(38条)の訴訟形態になることが考えられる。

本件では、Aの訴えはB及びCを共同の不法行為者として、共同の債務を負うことを主張するものにあることから、「同一の…法律上の原因に基づくこと」に当たり、通常共同訴訟として、B及びCを共同被告とすることが可能といえる。

(4) しかし、この点については、Aの訴えは当初からBを被告とするものであったため、明文のはい主観的追加的併合が認められるかが問題となる。

了。ここで、主観的追加的併合は明文がはいの根拠に乏しく、別訴提起による弁論の併合(152条1項)により解決も可能なため可否の検討には慎重を要する。もっとも、軽率に<sup>訴訟</sup>提起~~提起~~や乱訴のおそれなく、訴訟遅延のおそれも<sup>い</sup>場合には認めると差しつかえはないと解する。 手続保障にも欠けない

1. 本件では、Cは自身には過失がないと主張し、訴訟に参加しようとしてはいがこれのため、AはCを反訴被告として訴えを提起している。そのため、Aの行為は、軽率に訴訟提起といえはい。また、AはCを共同不法行為者としての提起を考ええる以上、Cへの請求も当然はものとして、乱訴のおそれもはい。

また、Cの手続保障の欠ける事情は

また、著しい訴訟の遅延が生ずるおそれがあるとしてもいい。

う。したがって、Aが自身の反訴請求にCを反訴被告として、主観的追加的併合を为すことは認められる。

(5) 以上より、AはCをもBと共同被告とすることができる。

## 2. 課題(2)

(1) AはBとCを共同被告として、甲地裁に訴えを提起することは可能か。

本件の場合、乙地裁には、Bの訴えが既に係属しており、上記に述べたように、AはB及びCを共同の反訴被告とすることは可能である。もっとも、Aは費用や時間の面から、甲地裁にB及びCを被告として、訴えを提起することが考えられる。しかし、これは二重起訴に当たり、許されないのでないか。

(2) 前述の基準で判断するが、実質面については訴訟経済という点を踏まえで判断する。

(3) 本件では、Bの訴えと今後Aが提起する予定の訴えの当事者は、前者がAとBであり、後者はAとB及びCであり、Cが追加されている点異なる。この点については、Cも共同の不法行為者として想定され得るから、根本的には訴訟解決を意図しているにあり、その為、当事者の同一性は異なるというべきである(①肯定)。

また、審判対象については、Aが有する損害賠償請求権が争われいる以上、同一の争いにも思える。しかし、Aの訴えは、既存のBの訴えと異なり、Cへの請求をも追加しているにあり、それ、A

第  
問

の訴えは格付請求である以上、その判断には執行力が認められるものである。そうにとれば、Aの訴えは争紛争の抜本的解決として、訴訟経済に資するものといえる。

したがって、本件においては、142条の趣旨を鑑みると、例外的に着判対象が異なるというべきである(②充足)。

(4) 以上より、Aの訴えは二重起訴に当たらず、甲地裁にBBとCを共同被告として訴えを提起することができぬ。

### 〔設問2〕

1. Bは、Dに対し文書提出命令(220条)の申立てをするのが認められるが、これは認められるか。

2. まず、Dとしては、Aの診療記録は、「券証者の利益のために作成され」(同条3号)に当たらず、提出を拒めること反論する。

(1) 確かに、Aの診療記録にはAのプライバシーが掲載されており、これをAではなくBが提出を求めることは、券証者の利益のためにとは言えないようにも思える。

(2) もっとも、本件では、AはL1を再して、自身の診療記録の写しを~~証~~書証として提出していた。そうすると、Aの方からプライバシーを放棄しているといえるべきである。よって、BはAという被害者を介して、自身が不法行為の賠償債務を負うに至ったものであるといえる。すると、Aの診療記録であったとしても、Bが自身の訴訟活動をしていく上では、当然に必要に供していくものとも言える。そうすると、本件において、Aの診療記録は、券証者であるBの利益のために作成されたものと言わざるを得ない。

得ない。

(3) したがって、同事由に該当しないことになり、Dは提出を拒むことはできない。

3. 次に、Dは、Aの診療記録が 220条4号ハの事由に当たるものとして提出を拒むことが認められる。

(1) 本件では、「医師」が「職務上知り得た」ものであるとして、Aの診療記録につき提出が拒むられるようにも思える。

(2) もっとも、同条4号ハにより、文書提出命令を拒絶できるものの趣旨は、~~患者~~患者のプライバシーの保護にあるといえる。そこで、当該プライバシー情報については、~~患者~~患者本人の承諾等がある場合には、その保護性に欠けるものと言わなければならない。

(3) 本件では、前述に述べたように、Aは自己診療記録の一部の写しを提出している。そのため、Aは自身にプライバシー情報も公的機関に提出するつもりで、D側へも文書の提出につき黙示の承諾を与えているといえるべきである。

(4) したがって、Aの診療記録は、220条4号ハに該当するものにも当たらない。

4. 以上より、Dには文書提出義務が認められる。

### [設問3]

1. 主張(ア)の当否

まず、補助参加については、「補助参加人として認めることができる訴訟行為」とも認められる(43条2項)である。補助参加人は、被参加人のために控訴することもできる(45条1項)以上、

第 問

1 控訴審から補助参加する事も可能である。

2 したがって、第一審からの補助参加を争うとしているCの主張  
3 は失当である。

4 2. 主張(1)の妥当性

5 (1) Bの補助参加の利益が認められるかが問題となる。

6 (2) まず、「利害関係」とは法律上の利害関係のことをいい、訴訟  
7 の結果において、私法上又は公法上において法的地位又は法的  
8 利益につき影響を受けられることをいう。

9 本件では、AがCへの賠償請求が認められる場合において  
10 は、BがAに対し賠償額を支払った後には、Cへの求償権  
11 が認められることとなる。そうすると、BはAC間の訴訟に  
12 13 おいて、私法上の私法上の利害関係を有しているといえる。

14 (3) 次に、「訴訟の結果」とは、補助参加人という第三者の利益  
15 をも広く回り、紛争を根本的に解決できるように、判決本文で  
16 示される理由中の判断まで含まれるものと解する。

17 本件では、AのCに対する控訴では、請求が認められる場合、  
18 BとCの共同不法行為であることも確定するものといえる。したがって、これは求償関係にあることは、「訴訟の結果」に含まれる。

19 (4) 以上より、Bは、「訴訟の結果について利害関係を有する第三  
20 21 者」に当たり、補助参加の利益が認められる。

22 ゆえに、主張(1)についても失当である。

23 3. よって、裁判所としては、控訴審からのBの補助参加を審法  
とすべきである。 以上